

(仮称) 宇佐市不燃物処理場
浸出水処理施設更新工事

見積提案説明書

令和5年4月

宇 佐 市

(仮称) 宇佐市不燃物処理場浸出水処理施設更新工事
見積提案説明書

目 次

第1章	はじめに.....	1
第2章	工事の概要.....	2
1.	発注者.....	2
2.	工事名.....	2
3.	既存施設の規模.....	2
4.	既存施設の処理方式.....	2
5.	工事場所.....	2
6.	工事期間.....	2
7.	予定価格.....	2
8.	最低制限価格及び低入札価格調査制度.....	2
第3章	スケジュール（予定）.....	3
1.	見積提案に係るスケジュール.....	3
2.	入札公告から契約までのスケジュール.....	4
第4章	見積提案参加に関する条件等.....	5
1.	参加者の備えるべき参加資格要件.....	5
2.	参加に関する留意事項.....	6
3.	見積公募から見積提案図書等提出に至るまでの手続.....	7
第5章	予測されるリスクの責任分担.....	13
1.	予想されるリスクの責任分担.....	13
2.	第三者賠償保険への加入.....	13
第6章	その他.....	14
1.	事務局.....	14
2.	発注支援業務受託者.....	14
(別表-1)	リスク分担表.....	15
(別紙-2)	薬品単価.....	16

第1章 はじめに

宇佐市（以下「本市」という。）は昭和57年に最終処分場（第1期工事）を建設し、その後、平成7年に第2期工事を行い、最終処分場から浸出する汚水を、計画的かつ衛生的に処理し、本地域の生活環境及び公共水域の水質の保全を図ってきましたが、1期工事から39年を迎え、機器及び設備類の多くが耐用年数を過ぎていることから、施設の延命化を行うことを目的として更新工事を行うものである。

この『(仮称)宇佐市不燃物処理場浸出水処理施設更新工事見積提案説明書』（以下「見積提案説明書」という。）は、本事業に係る見積提案への参加を希望するもの（以下「参加者」という。）に対し、見積提案のあり方を説明するとともに、入札の準備作業として見積提案の募集等による作業を実施することを明らかにし、事業者決定(事業契約の締結)までの全体の手続きを明示・公開して、透明性を確保するための資料として配付するものであり、提出された見積提案図書は、発注仕様書等を検討する上で使用するものである。

見積提案説明書に併せて配付する「様式集」、「見積仕様書」も本説明書と一体の資料とし、「見積提案説明書等」と定義する。

見積提案説明書等

- ① (仮称)宇佐市不燃物処理場浸出水処理施設更新工事 見積提案説明書
- ② (仮称)宇佐市不燃物処理場浸出水処理施設更新工事 様式集
- ③ (仮称)宇佐市不燃物処理場浸出水処理施設更新工事 見積仕様書

第2章 工事の概要

1. 発注者

宇佐市

2. 工事名

(仮称) 宇佐市不燃物処理場浸出水処理施設更新工事

3. 既存施設の規模

浸出水処理施設 62 m³/日

浸出水調整設備 4,600 m³

4. 既存施設の処理方式

汚水処理方式

流量調整→生物処理→凝集沈殿処理

→高度処理(砂ろ過+活性炭吸着)→消毒→放流

汚泥処理方式

濃縮→場内埋立処分

5. 工事場所

大分県宇佐市安心院町下毛1335番地の2

6. 工事期間(3カ年度)

着工 令和6年1月(予定)

竣工 令和〇年〇月(予定)

7. 予定価格

本事業の予定価格は、発注仕様書と合せて入札公告時に公表する。

8. 最低制限価格制度

設定なし

第3章 スケジュール（予定）

1. 見積提案に係るスケジュール

見積提案に係るスケジュールは、次のとおりとする。

見積提案に係るスケジュール

日 付	内 容
令和5年 4月 10日（月）	見積提案書徴収依頼の公募 見積提案説明書等の公表 （見積提案説明書、様式集、見積仕様書） 見積提案説明書等に関する質問の受付開始 見積提案参加受付開始
令和5年 4月 14日（金）	第1回 見積提案説明書等に関する質問の受付期限
令和5年 4月 24日（月）	第1回 見積提案説明書等に関する質問に対する回答 （質問への回答は、本市ホームページに公表する。）
令和5年 4月 28日（金）	見積参加表明書及び見積参加資格審査申請書類の提出期限
令和5年 5月 8日（月）	見積参加資格審査結果の通知
令和5年 5月 15日（月） ～5月 18日（木）	参考資料の閲覧の実施期間
令和5年 5月 15日（月） ～5月 18日（木）	現地見学会の開催期間
令和5年 5月 22日（月）	第2回 見積提案説明書等に関する質問の受付期限
令和5年 5月 29日（月）	第2回 見積提案説明書等に関する質問に対する回答 （質問への回答は、本市ホームページに公表する。）
令和5年 6月 16日（金）	見積提案図書等の提出期限
令和5年 6月 下旬	見積提案図書等に関する質問の送付
令和5年 6月 下旬	見積提案図書等に関する質問への回答の提出期限

2. 入札公告から契約までのスケジュール

下記のスケジュールは参考であり、変更もありうる。

入札公告から契約までのスケジュール

日 付	内 容
令和5年 9月中旬頃	入札公告 入札説明書等の公表 (入札説明書、様式集、発注仕様書)
令和5年 9月中旬頃	入札説明書等に関する質問の受付期間
令和5年 10月初旬頃	入札説明書等に関する質問に対する回答 (質問への回答は、本市ホームページに公表する。)
令和5年 10月中旬頃	入札書の提出期間
令和5年 10月中旬頃	開札
令和5年 10月中旬頃	入札参加資格審査結果の通知
令和5年 10月下旬頃	仮契約
令和5年 12月頃	本契約

第4章 見積提案参加に関する条件等

1. 参加者の備えるべき参加資格要件

1) 参加者の参加資格要件

参加者は、見積参加資格審査申請書提出期限日において、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 宇佐市において、令和4年・5年度建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 宇佐市において、指名停止基準又は要綱等に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公募日以前6箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がない者。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）
- (7) 清算中の株式会社であって、会社法（平成17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされていない者。
- (8) 国税（法人税又は所得税及び消費税）及び地方税を滞納していない者。
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられていない者。（その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者を除く。）
- (10) 宇佐市入札・契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年告示第54号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (11) 次に示す者と資本面及び人事面において、関連がない者。（注）

・発注支援業務受託者

○株式会社日建技術コンサルタント及び関係会社

（注）「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の10分の2を超える株式を有する、又は、その資金の総額の10分の2を出資している者をいい、「人事面において関連のある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

2) 参加者に必要な資格要件

参加者は、見積参加資格審査申請書提出期限日において、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近（審査基準日から1年7ヶ月を経過していないものに限る）の「清掃施設」の総合評定値が1,000点以上であること。
- (3) 公共工事として、過去10年間（平成24年度～令和3年度）において、一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の建設工事又は改造工事で、処理能力50 m³以上の工事の元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）での施工完工実績があること。
- (4) 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できること。
 - ※ 恒常的な雇用関係とは、見積参加資格審査申請書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。

2. 参加に関する留意事項

1) 見積提案説明書等の承諾

参加者は、見積書の提出をもって、見積提案説明書等の記載内容を全て異議なく承諾したものとす。

2) 費用負担

参加申し込みに係る費用は、全て参加者の負担とする。

3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

見積に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

提出書類の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、本市が結果の公表において必要な場合、本市は、必要な範囲において、事前に参加者と協議をしたうえで、公表等を行うことができるものとする。

5) 特許権等

参加者から提出される書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負うものとする。

6) 消費税に関する取扱い

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

7) 本市が提供する資料の取扱い

本市が提示する資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この

検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

8) 見積の延期、中止等

本市が必要と認めたときは、見積を延期し、中止し、又は取り消すことがある。それらの場合、参加者は損害賠償等の請求はできない。

9) 見積参加資格の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、見積参加資格を取り消す。

- (1) 関係者（本市、発注支援業務受託者）に対し、自己が有利となるような接触等の働きかけを行ったと認められる場合
- (2) 本見積に関して本市に提出した書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 著しく信義に反する行為をした場合

10) その他

見積提案説明書等に定めるもののほか、見積に当たって必要な事項が生じた場合には、本市ホームページ (<http://www.city.usa.oita.jp>) に掲載する。

3. 見積公募から見積提案図書等提出に至るまでの手続

1) 見積提案説明書等の書類の公表

見積提案説明書等の書類の公表は、次のとおり行う。

- (1) 公表日
令和5年4月10日(月)
- (2) 公表場所
本市ホームページ (<http://www.city.usa.oita.jp>)
- (3) 公表資料
本説明書、見積仕様書、様式集

2) 第1回見積提案説明書等に関する質問の受付

第1回見積提案説明書等に関する質問の対象は、見積参加表明書、見積参加資格審査申請書、参考資料の閲覧及び現地見学会の開催に関する質問とする。

第1回見積提案説明書等に関する質問の受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係る参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

(1) 質問の方法

見積提案説明書等に関する質問は、第1回見積提案説明書等に関する質問書【様式1-1】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール(開封通知付き)により提出すること。また、提出に当たっては、表題を「第1回見積提案説明書等に関する質問書提出」とすること。電話又はファクシミリ等による質問は受け付けない。

(2) 提出先・期限

令和5年4月14日(金) 午後5時まで

(3) 提出先

宇佐市 清掃事業局 業務第二課

電子メール：4syoukyaku04@city.usa.lg.jp

(4) 受信確認通知

本市は、当該質問書を受領したことを確認するために、電子メールにより受信確認通知を各質問者へ返信する。なお、質問書提出日の翌日の午前中までに、本市からの受信確認通知がない場合は連絡すること。

3) 第1回見積提案説明書等に関する質問に対する回答

見積提案説明書等に関する質問に対する回答は、本市ホームページに公表する。

ただし、本工事に直接関係しない質問及び不当に混乱を招くことが危惧されると判断される質問については、回答しない旨を回答する。

(1) 回答日

令和5年4月24日(月)

4) 見積参加表明書及び見積参加資格審査申請書類の提出

見積参加希望者は、次により見積参加表明書及び見積参加資格審査申請書を提出すること。

(1) 提出日時

令和5年4月28日(金) 午後5時まで

(2) 提出先(宛名)

〒879-0307 大分県宇佐市大字浜高家392番地の3

宇佐市 清掃事業局 業務第二課

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、受け付け後に、書類等に不備がある場合は補正等を求める場合があるので、本説明書を十分に参照の上、不備がないよう提出すること。

(4) 提出書類

以下の提出物をファイルに綴じ、正副各1部を提出する。

① 見積参加表明書【様式2-1】

② 見積参加資格審査申請書【様式2-2】

添付書類

(ア) 会社概要・業務経歴書(任意様式)

(イ) 参加者の参加資格要件を確認するもの

- ・納税に係る滞納のない証明書(法人税、消費税及び地方消費税、所在市町村における市町村税)
- ・履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)を提出するものとする。
- ・貸借対照表及び損益計算書の写し(直近3ヵ年分)
- ・資本関係・人的関係がわかるもの

(ウ) 参加者の必要な資格要件を確認するもの

- ・建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けている証明書類
- ・清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書（総合評定通知書）の写し（見積参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、1年7ヶ月を経過していないものに限る）
- ・見積参加資格要件確認書（受注実績）【様式2-3】

(エ) その他

- ・参考資料の閲覧の申込書【様式3-1】
- ・参考資料の閲覧に係る誓約書【様式3-2】
- ・現地見学会の申込書【様式4-1】
- ・現地見学会に係る誓約書【様式4-2】

5) 見積参加資格の審査

本市は、提出され見積参加表明書及び見積参加資格審査申請書により、参加希望者が見積参加資格要件を満たしているか審査を行い、その結果を書面により参加希望者へ通知する。

(1) 見積参加資格審査結果通知日（発送日）

令和5年5月8日（月）（郵送により通知）

(2) 見積参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

- ① 見積参加資格を有しないと認められた者は、本市に対し、その理由の説明を求めることができる。
- ② 前号の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和5年5月10日（水）午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）に、本市に提出するものとする。
【書面の提出方法は、持参又は郵送によるものとし、ファックス・電子メール等での受け付けは行わない。】
- ③ 前号の説明を求めた者に対する回答は、令和5年5月12日（金）までに書面により行う。

6) 参考資料の閲覧

参加資格審査通過者に対して、見積仕様書に示す参考資料を以下のとおり、閲覧を認めるものとする。

(1) 閲覧期間

令和5年5月15日（月）から令和5年5月18日（木）

(2) 閲覧時間

9:00から17:00まで（ただし、12:00から13:00及び期間中の休日を除く。）とする。

(3) 閲覧場所

宇佐市 不燃物処理場

(4) 閲覧にあたっての注意事項

- ① 事前予約を担当部署に電話にて行うこと。
- ② 所属する企業の社員証等、身分を証するものを持参すること。
- ③ 参考資料は、カメラによる記録を許可する。

7) 現地見学会の開催

(1) 現地見学会の開催期間

市は、見積参加資格審査を通過した参加者に対し、現地見学会を参加者別に実施する。
現地見学会の開催期間は、令和5年5月15日（月）から令和5年5月18日（木）の間を予定しており、詳細は参加資格審査通過者に対して審査結果とあわせて通知する。

(2) 見学にあたっての注意事項

見学会への参加者は5名以内とする。見学にあたっては、参加者の所属企業が確認できる社員証等を、参加者各自が持参すること。

8) 第2回見積提案説明書等に関する質問の受付

第2回見積提案説明書等に関する質問の対象は、見積参加表明書、見積参加資格審査申請書、参考資料の閲覧及び現地見学会の開催以外に関する質問とする。

第2回見積提案説明書等に関する質問の受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係る参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

(1) 質問の方法

見積提案説明書等に関する質問は、第2回見積提案説明書等に関する質問書【様式1-2】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール(開封通知付き)により提出すること。また、提出に当たっては、表題を「第2回見積提案説明書等に関する質問書提出」とすること。電話又はファクシミリ等による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和5年5月22日(月) 午後5時まで

(3) 提出先

宇佐市 清掃事業局 業務第二課

電子メール：4syoukyaku04@city.usa.lg.jp

(4) 受信確認通知

本市は、当該質問書を受領したことを確認するために、電子メールにより受信確認通知を各質問者へ返信する。なお、質問書提出日の翌日の午前中までに、本市からの受信確認通知がない場合は連絡すること。

9) 第2回見積提案説明書等に関する質問に対する回答

見積提案説明書等に関する質問に対する回答は、本市ホームページに公表する。

ただし、本工事に直接関係しない質問及び不当に混乱を招くことが危惧されると判断される質問については、回答しない旨を回答する。

(1) 回答日

令和5年5月29日（月）

10) 見積提案図書等の提出

(1) 提出期間

令和5年6月16日（金）午後5時まで

(2) 提出先

〒879-0307 大分県宇佐市大字浜高家392番地の3
宇佐市 清掃事業局 業務第二課

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

(4) 提出書類

提出書類の種類及び部数は、次表のとおりとすること。

提出書類		部数
見積書類提出書【様式5-1】		正1部
見積書【様式5-2】		正1部
工事費内訳書【様式5-3】（様式集エクセル編）		正1部
見積提案図書類提出書【様式6-1】		正1部 副4部
見積提案図書	施設概要説明書【様式6-2】	正1部 副4部
	設計仕様書【様式6-3】	
	図面【様式6-4】	
	工事工程表【様式6-5】	
添付資料		正1部 副4部
電子データ		1部

1 1) 見積書、工事費内訳書の作成要領

- (1) 見積金額は、「工事費内訳書【様式5-3】（様式集エクセル編）」の金額と一致すること。
- (2) 共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」に基づき算定すること。
- (3) 各事業の年度別施工率は、実状に応じた施工率とすること。
- (4) 見積額には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。
- (5) 提出された見積書の差し替え、訂正、撤回は行えない。

1 2) 見積提案図書類

(1) 見積提案図書

見積提案図書として提出する書類の内訳は、以下のとおりである。

① 施設概要説明書

- (ア) 運転管理条件（運転人員、必要資格者、維持管理費、各年補修費（15年間））
使用する薬品の単価は、（別紙-2）「薬品単価」を参考とすること。

- (イ) 運転方法
- (ウ) 労働安全衛生対策
- (エ) 公害防止対策
- (オ) アフターサービス体制
- (カ) 使用機器メーカーリスト（主要機器）
- (キ) 仮設設備計画の概要
- ② 設計仕様書
 - (ア) 設計計算書（容量計算書）
 - (イ) 設備仕様書（形式、能力、容量、数量、材質、構造、その他）
- ③ 図面
 - (ア) 配置図
 - (イ) フローシート及び水位高低図
 - (ウ) 機器配置図（平面図、断面図）
 - (エ) 電気設備図
 - (オ) 土木建築関係図面
 - (カ) 仮設設備計画関係図面
- ④ 工事工程表

1.3) 見積提案図書作成要領

- (1) 設計図書は様式集を使用し、用紙のサイズは特に指定がある場合を除き、日本工業規格「A4版」、縦置き、横書き、左綴じとする。また、提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。図面は「A3版」横置き、Z折り、左綴じとする。

1.4) 設計図書等の技術確認

本市は、参加資格審査を合格した参加者から提出された見積提案図書等について、書類授受による質疑を行い、見積仕様書の基礎的な要求事項を満足するものであること及び本事業に対する基本的な考え方の確認を行うものとする。

なお、書類授受による質疑については、見積提案図書等の内容についての確認事項等があれば電子メール等にて、参加者に対して質問を送付するものとする。

参加者は、本市からの質問に対し、電子メールにて本市へ回答を送付すること。

第5章 予測されるリスクの責任分担

1. 予想されるリスクの責任分担

1) リスク管理の基本方針

施設的设计及び建設に係る責任は、受注者が負うものとし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負う。ただし、その責任の所在が明らかでない場合は、本市と受注者が協議の上、決定する。

2) リスク分担

予想されるリスク及び本市と受注者との責任分担は、(別表-2)「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、工事請負契約で定める。

2. 第三者賠償保険への加入

受注者は、建設工事保険又は組立保険(類似の機能を有する共済等を含む。)及び請負者賠償責任保険(類似の機能を有する共済等を含む。)に加入すること。

第6章 その他

1. 事務局

本工事の見積に係る事務は、次の者が取り扱うものとする。

宇佐市 清掃事業局 業務第二課

住 所：大分県宇佐市大字浜高家392番地の3

電 話：0978-33-2233

ファックス：0978-33-2283

電子メール：4syoukyaku04@city.usa.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.usa.oita.jp>

2. 発注支援業務受託者

本工事の見積に係る発注支援業務は、次の者が取り扱うものとする。

株式会社 日建技術コンサルタント 九州支社

住 所：福岡県福岡市博多区綱場町8番23号

(別表-1) リスク分担表

リスク分担表

段階	リスク	リスクの内容		リスクに対する責任負担者	
				本市	受注者
共通	法令変更リスク (税制度含む。)	1	建設工事に影響を及ぼす法又は制度の新設・変更に関するもの	○	
		2	上記以外の法又は制度の新設・変更に関するもの	○	
	住民対応リスク	3	建設に対する住民反対運動等に関するもの等	○	
	工事の中止・遅延に関するリスク	4	本市の指示等によるもの	○	
		5	本市の債務不履行によるもの	○	
		6	受注者が行う設計・建設に必要な許認可などの遅延によるもの		○
		7	受注者の責による工事の中止及び受注者の責任放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク	8	天災・暴動等による工事の変更・中止等が生じるリスク	請負金額の100分の1を超える額 ○	請負金額の100分の1以内の額 ○
設計・建設	設計・施工に関するリスク	9	本市の責による工事内容の変更に起因する要求性能の変更	○	
		10	受注者の責による要求性能の未達		○
	第三者賠償リスク	11	設計・建設において第三者に損害を与えるリスク		○
	事故の発生リスク	12	建設時の事故発生		○
	環境保全リスク	13	建設に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等		○
		14	稼動に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等（要求性能がすべて満足されている場合に限る）	○	
渡 施設の引	運転指導リスク	15	運転指導の不備により本市が適正な運転を行えない		○
	施設の性能確保リスク	16	施設の引渡し時における要求性能確保に関するもの		○

※：①上記の「リスク分担表」は目安であり、具体的な内容については、工事請負契約で定める。

②不可抗力リスクは、損害額及び損害の片付けに要する費用の額の合計額うち、請負代金額の100分の1を超える額は本市が負担し、100分の1以内の額は受注者が負担する。

(別紙-2) 薬品単価

使用する薬品の単価は以下を参考とすること。

- ・リン酸 75%リン酸 ポリ 1 缶 (32 kg) 920 円/kg
- ・脱水助剤 EDP フロック 3 5 1 1 袋 (15 kgクラフト袋) 740 円/kg
- ・消毒剤 ポンシロール B-90H 1 箱 (200g・5 錠×15 本ダンボール箱) 900 円/本

上記以外の薬品単価は、一般的な金額を採用すること。

ただし、市はローリーによる搬入は計画していない。